

【添付資料】「地域自立・活性化事業推進費(調査分)」概要

I. 地域自立・活性化総合支援制度とは...

地域自立・活性化交付金

- 都道府県が広域的地域活性化基盤整備計画を作成【計画期間3～5年程度】
- 計画に基づき、国土交通大臣が交付金を一括して交付【交付率 約45%】

地域自立・活性化事業推進費

- 都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画のため、計画と密接に関連する直轄事業等に年度途中で予算を機動的に配分

民間事業者への支援

- 計画の重点地区内で行われる民間の都市開発事業(オフィス、会議場等)の立ち上げを民間都市開発推進機構からの出資で支援
- 都市開発事業を行う民間事業者から都市計画を提案

交付金・推進費・民都機構の支援により地域の自立活性化の取組を総合的に推進!

II. 地域自立・活性化事業推進費の対象

調査分

- ・地域の自立・活性化の推進に資する事業のうち公共事業関係費に係る事業を推進するために必要な調査であって、民間等と共同で国が実施する必要があると認められるもの。
- ・調査の実施主体は、国(地方支部局)

事業分

- ・広域的地域活性化基盤整備計画に基づく事業に関する事業等
 - a) 広域的地域活性化基盤整備計画に掲載されている事業のうち、基幹事業、提案事業と一体的に実施することにより、計画の総合的な効果を一体的に発揮することが可能なもの。
 - b) 広域的地域活性化基盤整備計画に掲載されていない事業のうち、基幹事業と一体的に実施することにより、計画の目標の達成に資すると思われるもの。
- ・公共事業関係費に関する事業対象。

この度採択されましたのは、この地域自立・活性化事業推進費の調査分に該当する部分です。